

二宮町男女共同参画プラン推進連絡会設置要綱

(設置)

第1条 住民との協働により、二宮町男女共同参画プランの推進を図るため、二宮町男女共同参画プラン推進連絡会（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 二宮町男女共同参画プランの推進及び啓発に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進連絡会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員
- (4) 町内の事業所に勤務する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 一般公募者
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進連絡会に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進連絡会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進連絡会の庶務は、政策総務部地域政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進連絡会の運営等に必要な事項は、会長が推進連絡会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。